

# 「医療費のお知らせ」の配布について

## 1. 目的

「医療費のお知らせ」は、あなたとご家族の医療費を確認していただくものです。

- ・配布期間：2020年2月3日以降 順次配布  
被保険者（従業員）の職場宛にハガキを送付します。
- ・注意事項：掲載内容は「2019年1～10月」診療分です。

## 2. 参考情報

「医療費のお知らせ」は、医療費控除の明細の一部としてご利用いただけます。

**年間医療費(自己負担分)が10万円を超える場合、医療費控除が申告できます。**

＜「医療費のお知らせ」の見方＞

**受診者氏名**

**窓口で支払った額 ※！注意②**

**医療機関名 ※！注意③**

**ここを確認！**

**医療費控除の明細書【内訳書】**

213180	149226	63588	0
0	366	0	17000

### ！注意

- ①「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費もあります(薬局での薬代等)。記載のなかった医療費については領収書に基づき、**ご自身で「明細書」に追記し申告してください。**(明細書は国税庁のホームページからダウンロードできます)
- ②「医療費のお知らせ」の記載内容が実際の負担額と相違・不足がある場合は、**領収書に基づいてご自身で訂正し、申告してください。**
- ③医療機関名が「柔道整復師」の場合は、**医療費のお知らせに領収書で確認した施術所名をご自身で訂正し、申告してください。**
- ④「医療費のお知らせ」が利用できるようになりますが、**税務署から領収書の提示、提出を求められる場合がありますので、領収書は必ず5年間保管してください。**

申請方法等、詳しくは、**国税庁ホームページ**をご確認いただくか、**最寄りの税務署**にお問合せください。

## 国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>

医療費のお知らせに関するご質問は、  
トヨタ車体健康保険組合 担当:内藤  
内線:81-2755  
外線:0566-36-3927  
時間:月～金  
8:30～12:00, 13:00～17:30